

(様式第 4 号)

介護保険運営協議会 会議概要

- 1 審議会名 上田市介護保険運営協議会
- 2 日 時 令和 8 年 5 月 28 日 午後 1 時 00 分から午後 2 時 30 分まで
- 3 会 場 _____
- 4 出席者 鳥羽委員（会長）、羅委員（副会長）池井委員、木島委員、倉澤委員、佐々木委員、土屋委員、中村委員、西山委員、古田委員、堀委員、山浦委員、横沢委員
- 5 市側出席者 長田福祉部長、西澤高齢者介護課長、高寺地域包括ケア推進係長、片山高齢者支援担当係長、山寺高齢者支援担当係長、甲田介護保険担当係長、小岩井介護保険担当係長、山田高齢者支援担当係長、富沢高齢者支援担当係長、小山高齢者支援担当係長、介護保険担当 小山主任、佐藤主事
- 6 公開・非公開等の別 公開 一部公開 ・ 非公開
- 7 傍聴者 0 人 記者 3 人
- 8 会議概要作成年月日 令和 8 年 5 月 29 日

協 議 事 項 等

- 1 開 会（高齢者介護課長）
- 2 あいさつ
- 3 人事通知書の交付
- 4 委員自己紹介・事務局照会
- 5 上田市介護保険運営協議会及び委員の職務について
- 6 会長及び副会長の選出について
- 7 協議事項（鳥羽会長の進行）
 - （1）第 9 期上田市高齢者福祉総合計画 進捗状況について 資料 1、2 別紙 1、2
 - （2）地域密着型サービス事業所の指定について 資料 3

報告概要

- （1）第 9 期上田市高齢者福祉総合計画 進捗状況について （資料 1、2 別紙 1、2 を説明）
- （2）地域密着型サービス事業所の指定について （資料 3 を説明）

《事務局》

資料 1、2 及び別紙 1、2 について説明。

《会長》

委員の皆さん、何かご質問ありましたら挙手のほどお願いいたします。

《委員》

私からちょっとよろしいでしょうか。

細かいことで申し訳ないのですが権利擁護 7 ページです。

第 5 節、権利擁護の推進ということがありましたが、私の経験でも認知症が進むことにより、いろいろ家族間で問題になりまして弁護士さんが入って、そのために患者さんの状況について、基準で満たす範囲の個人情報を出さなくてはいけないと思いますが、権利擁護のこのとき、大変難しい問題があると思うのですが法律的な援助をもらえる方とか、何か市としてはいらっしゃるのでしょうか？

《事務局》

申請の手続きの時、ご本人が認知症でおそらく個人では申請できない。

成年後見制度を利用したいのだけでも、申請できない。

ご家族はいらっしゃったとしても、断絶されていて申請できない、もしくはしたくないという意思表示を示された場合に、代わりに上田市の私費を使いまして、市長の名前を使って家庭裁判所に成年後見制度

の支給をするような場合がございます。

それにかかる手数料等は市の予算で対応しますが、その申請に必要な方の年金等があれば成年後見制度がついた後に、補填といいますか、また戻していただく場合もございます。

それ以外に、特段補助的なものは、現時点ではございません。

《会長》

皆さん、何か質問ありますでしょうか。

《委員》

もう一つだけよろしくお願いします。12 ページのところの災害や感染症に対する体制整備について、市の計画とも重なりますが、要介護の方がいらっしゃる、または介護とちょっと外れますけど障害の方を抱えているうちとかとなりますと、もし災害が起こったときの救助に関しまして、その町内会で名簿や救助の人を押さえてると思うが、個人情報の問題からそれを手に入れることができなく、市が把握できないかもしれないということがちょっと上がったと思います。実際問題、今の災害時に色々なところに行くときの名簿や、またはその地域における自宅などの情報というのは順調に集まっているのでしょうか。

《事務局》

高齢者の部分で言いますと、順調に進んではおりません。

ただ障害者の方は施設利用者を中心に、施設の協力を得ながら、順次進めており、網羅しておりませんが、大きな地震があったような場合、電源が喪失されたような場合にはこの施設に避難をしてくださいという個別の避難計画をたてておりますけれども、少しずつですけれども始めて進みつつあるところす。

ただ高齢者の方はなかなか進んでおりません、事務局の方ではなかなか人で不足と情報を掴みきれなく、できないというものがあります。

1人1人の個別計画はどうするのかというときに、おそらくケアマネージャーさんをお願いして整備していくような体制が最もできやすいと思いますが現時点でケアマネージャーさんも、大変忙しく、なかなか進めづらいというのが現状でございます。

さらに、障害者の場合は、若い頃から将来にわたってサービス、避難計画が生きていくわけですが、高齢者の場合は、個人の避難計画を作っても数ヶ月、数年でそれが不要になってしまう。

《会長》

ありがとうございました。それでは、他に質問いかがでしょうか。

ご承認できましたら挙手のほどお願いいたします。

《事務局》

資料3について説明。

《会長》

この件につきまして皆さん何かご質問ありますでしょうか。

《委員》

この選定につきましては私も参加させていただき、事務局から丁寧な説明、営業事業者の説明を受け、法的にもいろんな意味でも適切だろうと判断し、このような結果になっております。

《委員》

先ほどありましたように人員が大変不足しており、業者の方も新しいものを作るのは大変とお聞きしています。本当は去年、前にも募集したが1件もなく今回やっと入れていただき、適切に事務局で判断し、妥当と考えこのような形になっております。

《会長》

承認いただけるようであれば挙手のほどよろしくをお願いいたします。

ありがとうございます。

これで協議事項は終了しました。

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政管理課へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。